

新型コロナウイルス感染症の影響により お困りの中小企業の皆さんへ

市では、下記のとおり支援制度を設けていますのでご利用ください。

●鹿沼市事業継続応援金

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者の事業継続を支援します。

▶支給額

一事業者につき **10万円**

▶対象者

市内に本社、本店等主たる事業所等を有しており、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月に比べ**30%以上50%未満**減少した市内事業者(農林漁業者含む。不給付要件有り)

※申請時点において国の「持続化給付金」の交付要件を満たす場合は対象になりません。

▶申込方法

申請書および必要書類を産業振興課(〒322-8601今宮町1688-1)へ郵送で。
※申請書は、市ホームページ、各コミュニティセンター、鹿沼商工会議所、栗野商工会にあります。

▶受付期間

令和3年1月15日(金)まで

●鹿沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 市休業協力金受付センター ☎(63)6522

県の緊急事態措置に伴う休業要請・協力依頼に応じ、施設の使用停止等に協力した事業者に対し支給します。

▶支給額

4月21日～5月6日までの
全ての期間休業した事業者…………… **10万円**

5月2日～6日までの
全ての期間休業した事業者…………… **5万円**

▶対象施設

- ①「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設
 - ②「事業の継続を求める施設」の内、「食事提供施設」
- ※詳細は県ホームページをご覧ください。

▶申込方法

申請書および必要書類を産業振興課(〒322-8601今宮町1688-1)へ郵送で。
※申請書は、市ホームページ、各コミュニティセンター、鹿沼商工会議所、栗野商工会にあります。

▶申込期間

7月15日(水)まで(消印有効)

●鹿沼市感染症対策経営安定化補助金(利子補給) 産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている、または受ける恐れのある中小企業者等へ、経営の安定化を図るため、対象となる貸付の利子相当額分を補助します。

▶支給額

融資の実行から24回分の利子相当額の範囲内(上限80万円)

▶申込方法

金融機関から報告のあった対象者へ、毎年3月頃、市から申請書を送付します。

持続化給付金の申請手続きが済んでいない事業者の皆さんへ

国の持続化給付金に関して、自身での申請が難しい人を対象に、申請サポート会場を開設しています。対象の要件を満たしているかどうか確認し、必要な書類を整えた上でご利用ください。

- 会場 鹿沼商工会議所 アザレアホール(睦町287-16)
- 電話予約窓口 ☎0570(077)866(オペレーター対応)
- 申込方法 電話・インターネット(持続化給付金事務局ホームページより)
- その他 事前予約制です。ご注意ください。

皆さんの熱意をバックアップ

令和2年度 中小企業等支援制度の紹介

新たな技術の習得や製品の開発、販路拡張、工場の新設・増設を目指す企業の皆さんを対象に、市の各種制度を紹介いたします。ご活用ください。

商業関連支援

産業振興課商工振興係 ☎ (63)2182

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
個店整備事業補助金	店舗の改修工事等、備品等（建物と一体として取り付けられる備品、設備等）購入に要する経費を補助	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の3分の1以内 改修工事・備品等購入補助 限度額 20万円
地域商店会等運営支援事業補助金	共同施設や設備の設置、修繕等に要する経費を補助	補助対象経費の30%以内
販売促進等共同経済事業補助金	団体等が行う広告紙や看板等の作成費を補助	補助対象経費の30%以内
空き店舗等活用新規出店支援事業補助金	市内において空き店舗等を活用して、新規出店する際の店舗家賃の費用を補助	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の2分の1以内 限度額 3万円/月(1年目)、2万円/月(2年目) 1万円/月(3年目) ※オープンから最大3年間 ※特定創業支援等事業に関する証明書が必要

小規模・中小企業関連支援

産業振興課商工振興係 ☎ (63)2182

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
販路拡張支援事業補助金	地場産業製品の販売促進事業に要する経費を補助	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費の2分の1以内 限度額 30万円 自社製品カタログ作成・自社ホームページ新規作成については限度額 5万円
展示会出展支援事業補助金	地場産業製品の販路拡大を目的とした、見本市等への出展事業に要する経費を補助	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費の2分の1以内 国内展示会 限度額 30万円 国外展示会 限度額 50万円 ※2回目は上記に該当する展示会の補助上限の2分の1 ※3回目以降は一律10万円

退職金制度補助

産業振興課商工振興係 ☎ (63)2182

支援制度名	支援内容	対象	補助率および補助限度額
鹿沼市中小企業退職金共済制度加入促進補助金	新たに退職金共済制度に加入し、その加入期間が連続して12カ月となった正社員に係る掛金を支援	従業員50人以下の市内事業所	<ul style="list-style-type: none"> 従業員1人につき1万2千円 限度額 30万円

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
農林商工連携・6次産業化支援事業補助金	農林商工の複数の事業者が連携して行う新製品・新商品の開発や、生産者自らが行う6次産業化事業への補助	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費の2分の1以内 3年間の累計で限度額100万円 ※事業期間は3年以内

工場等の新設・増設・移転への各種支援

産業誘致推進室 ☎ (63)2266

①工場立地が可能な土地に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
工場適地立地促進補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地は製造業のみ）	<ol style="list-style-type: none"> 2,000㎡以上の土地に新設・増設し、工場等を操業（工業団地は、取得後3年以内に操業。既存敷地内増設の場合は、生産施設の増築を伴うものに限る。） 固定資産税の完納 投下固定資産額が2億円以上（中小企業は5,000万円以上） 常用雇用者が20人以上（中小企業は10人以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額（固定資産税課税標準額）の2%以内 限度額1,000万円（各年度） ※操業開始後に課税された年度から3年間

②工場等の新設・増設に伴う、新たな雇用に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
雇用創出補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地は製造業のみ）	<ol style="list-style-type: none"> 工場適地立地促進補助金の交付要件を満たしている 新規常用雇用者が5人以上で1年以上継続雇用されている 	市内新規常用雇用者1人あたり10万円 ※交付は1回のみ

③宿泊施設の立地に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
宿泊施設立地促進補助金	市内にホテル・旅館を新設または増設する事業者	<ol style="list-style-type: none"> 新設または増設後、客室数が50室以上の施設（増設は新たに20室以上設置し、かつ既存の客室数との合計が50室以上） 令和3年12月31日までに新設または増設を行い、営業を開始する。（増設は新たな設置部分の営業を開始する） 投下固定資産税が2億円（増設は5,000万円）以上 常用雇用者が10人（増設は既存雇用者を含め10人以上）以上 新規常用雇用者が5人以上（増設は1人以上）で、1年以上継続雇用されている 	固定資産税および都市計画税相当額（課税免除分は除く） ※操業開始後に課税された年度から5年間